

6 特養の旧措置入所者に係る経過措置について

(平成11年1月27日全国担当課長会議においてお示した事項に加え、仮単価や利用者負担等新たな事項を加え、全体を再整理したもの。)

○ 介護保険法の施行の日(平成12年4月1日)(以下「施行日」という。)において特別養護老人ホームに入所している者(以下「旧措置入所者」という。)については、介護保険法施行法第13条に規定する5年間の経過措置が適用されることとなる。

なお、特別養護老人ホームの入所の措置(老人福祉法第11条第1項第2号)は、施行日において当然に効力を失うことになるため、旧措置入所者は、当該特別養護老人ホームの設置者と入所に係る契約を締結することになる。

(1) 保険者

旧措置入所者については、施行日以後引き続き当該特別養護老人ホームに入所している間は、当該措置をとった市町村が行う介護保険の被保険者とするものとされている。(介護保険法施行法第13条第4項第1号)

この場合、施行日に入所していた特別養護老人ホームから他の介護保険施設に入所した旧措置入所者については、当該1以上の他の介護保険施設に継続して入所している間も同様である。

(2) 介護報酬

旧措置入所者に関する介護費に係る介護報酬の額の算定の基準については、介護の必要の程度等を勘案して算定される平均的な費用の額を勘案して厚生大臣が定めるものとされている。(介護保険法施行法第13条第4項第1号)

また、食費に係る介護報酬の額の算定の基準については、平均的な費用の額を勘案して厚生大臣が定めるものとされている。(介護保険法施行法第13条第4項第2号)

介護報酬の具体的な水準に関しては、特別養護老人ホームの入所者の実態も勘案し、特別養護老人ホームの運営に対して重大な支障をもたらさないよう、旧措置入所者を新入所者と別異に取り扱う方向としており、

平成11年8月に示した仮単価では、別添2のとおりとしている。

なお、旧措置入所者は、一旦特養から退所し、再び特養(元の特養又は別の特養)に入所した場合でも、施行後5年間に限っては、旧措置入所者用の介護報酬が適用される。(介護保険法施行法第13条第4項)

(3) 利用者負担

旧措置入所者に係る利用者負担については、以下のような特例措置が介護保険法施行法に規定されている。

- ・ 介護費に係る利用者負担の割合については、所得の区分ごとに0%以上10%以下の範囲内において厚生大臣が定めるものとされている。(介護保険法施行法第13条第4項第1号)
- ・ 食費に係る利用者負担については、利用者負担の額の軽減の対象となる者の範囲を、所得の状況その他の事情を斟酌して厚生省令で定めるものとされているほか、利用者負担の額については、平均的な家計における食費の状況を勘案して厚生大臣が定めるものとされている。(介護保険法施行法第13条第4項第2号)

これらの負担については、現行制度から介護保険制度への円滑な移行を図るため、介護費に係る利用者負担の額と食費に係る利用者負担の額との合計額が現行の措置に要する費用の徴収(老人福祉法第28条第1項)の額を大きく上回ることがないように設定する予定であり、現在のところ別添のような仕組みとすることを検討している(平成11年8月23日医療保険福祉審議会老人保健福祉部会・介護給付費部会合同部会提出(別添3))。

なお、旧措置入所者は、一旦特養から退所し、再び特養(元の特養又は別の特養)に入所した場合でも、施行後5年間に限っては、旧措置入所者用の利用者負担が適用される。(介護保険法施行法第13条第4項)

7 平成12年度以降の措置の取り扱いについて

○ 介護保険施行法による改正後の老人福祉法においては、

- ・ 訪問介護
- ・ 通所介護
- ・ 短期入所生活介護
- ・ 痴呆対応型共同生活介護
- ・ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

について、やむを得ない事由により介護保険給付を利用することが著しく困難であるときは、市町村が措置を採る仕組みを存続させている。(改正後の老人福祉法第10条の4第1項、第11条第1項第2号)

○ これは、やむを得ない事由により、事業者との「契約」による介護サービスの利用やその前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたい者に対し、職権をもって介護サービスの提供に結びつける趣旨である。

○ 「やむを得ない事由」の解釈

「やむを得ない事由」としては、

- ① 本人が家族等の虐待又は無視を受けている場合、
- ② 痴呆その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合、

などを想定しており、例えば年齢要件から介護保険給付を利用することができない者について「やむを得ない事由」に該当するとして措置を採ることは想定していない。

この要件を満たす場合には、措置の一環として要介護認定と同一の手続きを実施し、やむを得ない事由が次のようなことにより消滅した時点で、措置を解除し、契約に移行することとする。(別添4)

- ・ 特養に入所すること等により、家族等の虐待又は無視の状況から離脱し、介護サービスの利用に関する「契約」やその前提となる要介護認定の「申請」を行うことができるようになったこと。
- ・ 成年後見制度等に基づき、本人を代理する補助人等を活用することにより、介護サービスの利用に関する「契約」やその前提となる要介護認定の「申請」を行うことができるようになったこと。

○ 入所判定委員会(特養に係るもの)の取扱い

特養に関する入所判定委員会(入所判定委員会の機能を付与された高齢者サービス調整チームを含む。)の機能は、平成12年4月以降、基本的には地域ケア会議と介護認定審査会に移行する。このことを前提にした関連通知の改正については後日改めて連絡する。

○ 措置の場合の費用負担関係

ア 特別養護老人ホーム

「やむを得ない事由」により特別養護老人ホームに措置された者の費用負担については、9割(+食費)相当分は、介護保険給付が行われることから、残りの1割(+食費の標準負担額)相当分について、措置費を支弁することになる。(改正後の老人福祉法第21条の2)

老人福祉法第28条に基づく費用の徴収については、この1割程度相当分を対象として、高額介護サービス費の適用を勘案した介護費及び食費に関する利用者負担と同水準の費用徴収を行うこととするを想定している(保険給付の場合の利用者負担と措置の場合の費用徴収を同一水準とする。)

イ 在宅サービス

基本的に特養の場合と同様の取扱いとなる。

保 険 給 付	(費 用 徴 収)
------------------	----------------------

- ・9割介護保険給付。
 - ・1割程度費用徴収。
- (市町村が事業者に対して措置費として一旦支払った上、市町村が利用者から当該額を費用徴収する。)

○ 特養に入所している居住地不明の者に係る取扱い

ア 既に居住地不明として特養に入所している者の取扱い

(ア) 現行老人福祉法での取扱い

・ 措置権者(老人福祉法第5条の4)

居住地等		実施者
(A)	65歳以上の者が居住地を有する場合	居住地の市町村
(B)	65歳以上の者が居住地を有しないか、明らかでない場合	現在地の市町村
(C)	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び救護施設等に入所している者	入所前に居住地を有した場合 入所前の居住地の市町村
(D)	入所前に居住地を有しないか、明らかでない場合	入所前の所在地の市町村

・ 費用負担

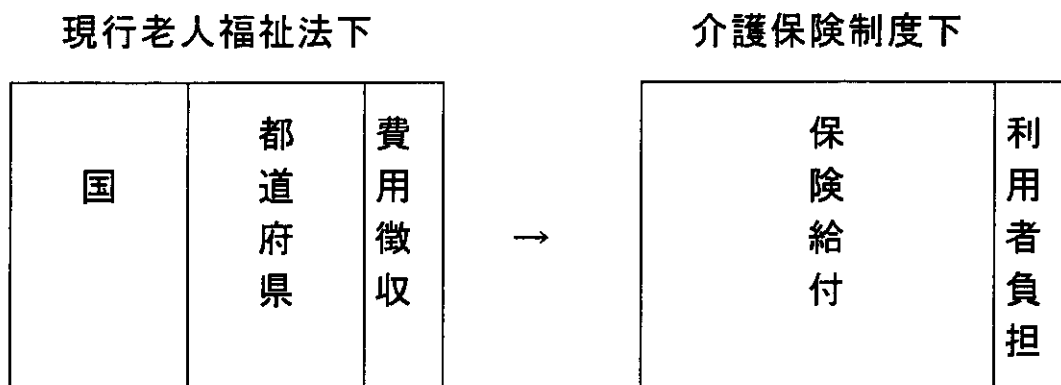
都道府県は、市町村が老人福祉法第21条第2号の2の規定により支弁する費用について、居住地を有しないか又は明らかでない65歳以上の者についての措置(上記表のB又はDのケース)に要する費用については、その1/2を負担する(老人福祉法第24条第1項第2号)こととされているため、国及び都道府県で1/2ずつの費用負担となる。

(イ) 介護保険制度下での条文の適用

旧措置入所者については、介護保険法施行法第13条第1項の規定により、当該措置をとった市町村が保険者となる。

また、「措置をとった市町村」は、老人福祉法第5条の4第1項ただし書き(上記表のDのケース)の規定により、「入所前の所在地の市町村」となる。(なお、入所者の現在の住所地は特養にあると考えられる。)

(ウ) 負担割合の変化



- ・費用徴収分を除き、国と県が1/2を負担
- ・この費用徴収については、市町村が行う。

- ・9割介護保険給付。
- ・1割程度利用者負担。(旧措置入所者としての利用者負担。)

イ 平成12年4月1日以降、新たに居住地不明者として特養に入所した者

(ア) 条文の適用

特養の入所要件に該当するような高齢者が、居住地不明として保護された場合には、一義的には医療機関に入院・治療するのが一般的と考えられる。

一定期間入院して状態が安定したときに、特養への入所がありうる事となる。

・ 資産等がある場合

住所地がないため、どの市町村が保険者であるか不明であり、介護保険の活用はできない。

→「やむを得ない事由」に該当するものとして、措置により特養に入所。措置権者は、法第5条の4第1項(ア(ア)の表のBのケース)の規定により、「現在地の市町村」が措置権者となる。(費用負担は、都道府県)

→後に、特養に住所地を設定し、これとあわせて措置から契約に切り替える。(保険者は、特養の所在する市町村)

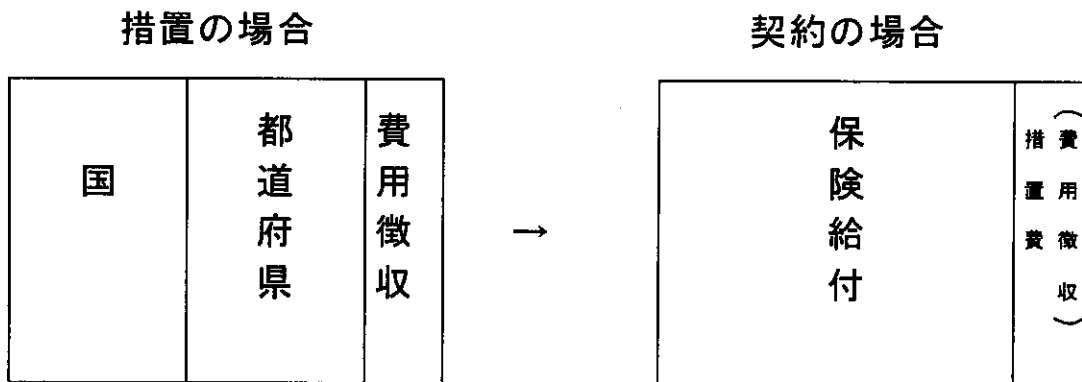
※ 仮に、この者が重度の痴呆で意思能力がない場合で、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の活用ができないときは、引き続き措置を継続。

・ 資産等がない場合

アと基本的に同じ。ただし、特養での住所地設定とあわせて、措置から介護扶助に切り替える。(保護の実施者は、特養の所在する市町村の福祉事務所)

(イ) 負担割合の変化

・ 資産等がある場合



- ・費用徴収分を除き、国と県が1/2を負担。
- ・この費用徴収については、市町村が行う。

- ・9割介護保険給付。
- ・1割程度費用徴収。(市町村が事業者に対して措置費として一旦支払った上、市町村が利用者から当該額を費用徴収する。)

- ・ 資産等がない場合
措置の場合

国	都 道 府 県	費 用 徴 収
---	------------------	------------------

- 介護扶助の場合

保 険 給 付	保 護 費
------------------	-------------

→

- ・ 費用徴収分を除き、国と県が1/2を負担。
- ・ この費用徴収については、市町村が行う。
- ・ 9割介護保険給付。
- ・ 1割程度保護費。(国3/4、県1/4)

- ※ 平成12年度以降の各市町村の毎年度の予算において、特養や在宅サービスに係る措置費の所要額を見込むに当たっては、上記のとおり、
- ・ やむを得ない事由として想定されるケースは原則①、②の場合であること
 - ・ やむを得ない事由が消滅した時点で措置を解除し、契約に移行すること
 - ・ 措置費の対象が保険給付の対象とならない部分であること等を勘案の上行われたい。

8 いわゆる「契約特養」の取り扱いについて

(1) 「契約特養」とは

「契約特養」とは、「老人福祉施設機能強化モデル事業の実施について」(平成8年3月28日老計第60号老人保健福祉局老人福祉計画課長通知)に基づく在宅福祉と特別養護老人ホームの連携事業のひとつとして導入されたものである。(平成11年5月1日現在、全国で実施されているのは11か所。)

(2) 対応方針

平成12年4月の介護保険法施行にあわせて、各施設を運営する法人と都道府県が相談し、次のいずれかの施設形態を選択する。なお、介護保険財政への影響を把握する必要もあることから、契約特養の所在地の都道府県においては、早期に各施設及び市町村との調整を始められたい。

ア 老人福祉法に基づく特別養護老人ホーム

イ 有料老人ホーム

ウ ケアハウス

(3) 特別養護老人ホームを選択する場合の留意事項

介護保険法施行後5年間の経過措置の適用等を円滑に行うため、平成12年3月に施設の設置に係る認可を行うとともに、同月については費用徴収を行うこと。

契約特養入所者の措置権者たる市町村は、老人福祉法第5条の4第1項ただし書の規定により、入所前における居住地の市町村であることから、都道府県においては、これら関係市町村への連絡についても必要となること。

契約特養の建設費の償還に相当する費用をはじめ、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(厚生省令第39号)」第9条に基づくもの以外の利用者負担は、求めることができなくなる。この点の取扱いについては、具体的な状況を踏まえ、個別の施設ごとに対応する必要があると考えるので、関係の都道府県においては、事前に当局と相談いただくよう、願います。